

○ 犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領の制定について

〔平成28年6月28日付け県相甲達第13号等〕
〔石川県警察本部長から部課署長宛て〕

改正 平成29年8月22日付け県相甲達第14号等
平成30年4月10日付け県相甲達第14号等

この度、犯罪行為の現場となった犯罪被害者等の自宅に対し、業者による専門的な清掃が必要な場合における清掃費用を公費負担することとしたことから、別添のとおり「犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領」を制定し、平成28年6月28日から実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

犯罪被害現場のハウスクリーニングに係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪行為の現場となった犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）の自宅に対する清掃費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象事件

対象事件は、次に掲げる犯罪により被害者等の自宅が汚損され、業者による専門的な清掃が必要と認められる事件とする。

- (1) 殺人罪
- (2) 強盗致死罪
- (3) 強盗・強制性交等致死罪
- (4) 強制わいせつ致死罪、強制性交等致死罪、監護者わいせつ致死罪及び監護者性交等致死罪
- (5) 逮捕致死罪及び監禁致死罪
- (6) 傷害致死罪
- (7) 事案の内容等を勘案し、上記(1)から(6)までに掲げる犯罪と同様に取り扱う必要があると警察署長が認めたもの

3 対象経費

対象経費は、被害者等の自宅の清掃（血痕、吐しゃ物、排せつ物、異臭等の除去等）に要する経費のみとし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

4 適用除外事由

次のいずれかに該当するときは、公費負担を行わないものとする。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。ただし、特段の事情があり公費負担することが妥当であると認められた場合を除く。
- (2) 犯罪行為を誘発するなど、当該犯罪被害について、犯罪被害者の責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者が、犯罪行為を容認していたとき。
- (4) 犯罪被害者が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある

組織に属していたとき。

- (5) 公費で負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

5 支出手続

- (1) 警察署長は、上記2の対象事件を認知した場合、別記様式「犯罪被害現場のハウスクリーニング公費負担申請書」により、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）を經由して警察本部長に申請を行うものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、前記(1)の申請を受けた場合、警察本部事件主管課長及び刑事部鑑識課長とハウスクリーニング実施の要否、時期等について協議するものとする。
- (3) ハウスクリーニング実施に伴う支出事務手続は、警務部県民支援相談課において行うものとする。

6 運用上の留意事項

- (1) 本制度の対象となることが予想される事件を認知した警察本部事件主管課長は、当該事件に関して県民支援相談課長と連携を密にすること。
- (2) 警察署長は、本制度を被害者等に教示する際には、必ずしも公費負担されるとは限らず、また、清掃内容が希望に添えない場合があることを説明し、理解を得ておくこと。
- (3) これまでも各種犯罪被害現場では、警察職員が被害者等の心情に配慮し、可能な限り復元に努めた上で引渡しを行ってきたところであり、今後これら警察としての基本的な対応は何ら変わるものではなく、本制度が優先されるものではない。
- (4) 本制度に関して疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月10日から施行する。

別記様式（省略）